

重要事項説明書

(介護予防支援および介護予防ケアマネジメント用)

当事業所があなたに提供するサービスについて、下記のとおり説明します。

1. 事業の目的および運営の方針

当事業所は、要支援者または介護予防・日常生活支援総合事業対象者やその家族の相談に応じ、心身の状況、その置かれている環境、要支援者または介護予防・日常生活支援総合事業対象者およびその家族の希望など、意向を把握した介護予防サービス・支援計画を作成し、サービス提供機関との連絡調整を行い、利用者本位の適切なサービス利用につなげていきます。

また、地域の保健、医療、福祉サービス機関や関係市町村との連携、協力関係を強化し、利用者によりよいサービスを提供できるよう取り組みます。

2. 事業所の概要

事業所名	小浜市社会福祉協議会 指定介護予防支援事業所
所在地・連絡先	〒917-0241 福井県小浜市遠敷84-3-4 (小浜市総合福祉センター内) 電話：0770-56-5855 FAX：0770-56-5810
事業所指定番号	1800400028
サービス提供地域	国富・宮川・松永・遠敷・今富・口名田・中名田

3. 職員の職種、人数および職務内容

職種	人数	職務内容
管理者(兼務)	1名	事業および職員の管理
保健師	1名	介護予防支援および介護予防ケアマネジメント
看護師	1名	介護予防支援および介護予防ケアマネジメント
主任介護支援専門員	1名	介護予防支援および介護予防ケアマネジメント
社会福祉士	1名	介護予防支援および介護予防ケアマネジメント
事務員	1名	介護予防支援および介護予防ケアマネジメント事務

4. 営業日および営業時間

営業日	月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日および12月29日から翌年1月3日までをのぞく。
営業時間	午前8時30分から午後5時15分

※営業日・営業時間は上記のとおりですが、緊急時などにつきましては、随時対応していきます。

5. サービスの提供方法および内容

- (1) 担当職員が介護予防支援および介護予防ケアマネジメントを提供します。
 - ・ご自宅を訪問し、あなたやご家族から心身の状況や生活状況などをお聞きします。
 - ・あなたの了解を得て、主治医に意見をお尋ねすることがあります。
- (2) サービス担当者会議を開きます。
 - ・介護予防サービス、介護予防・生活支援サービスを提供する事業者など関係者による会議を開き、計画について検討します。内容によっては、関係者との連絡調整を行います。また、必要に応じ、ご家族の同席をお願いする場合があります。
- (3) 介護予防サービス事業者および介護予防・生活支援サービス事業者との連絡調整を行います。
 - ・介護予防サービスおよび介護予防・生活支援サービスの内容、利用料、保険の適用などをご説明させていただき、了解を得た介護予防サービス事業者および介護予防・生活支援サービス事業者との連絡調整を行い、適切なサービスがスムーズに利用できるよう努めます。
- (4) 介護予防支援および介護予防ケアマネジメント提供後においても、あなたとご家族やサービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、実施状況の把握を行い、必要に応じ計画の変更、介護予防サービス事業者および介護予防・生活支援サービス事業者との連絡調整を行います。
- (5) このサービスの提供にあたっては、あなたの状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切なサービスの提供に努めます。
- (6) このサービスの提供にあたっては、事業の一部を介護予防支援および介護予防ケアマネジメント利用契約書と同一内容で、次頁の事業所へ委託できるものとしませんが、委託した場合においても、当該業務の最終責任は小浜市地域包括支援センターが負うものとしします。

6. 利用料

介護予防支援および介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担はありません。ただし、保険料の滞納等により、現物給付が受けられなくなった場合には、1ヵ月毎に介護報酬または市で定められている金額をお支払いいただき、当方からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を市役所窓口に提出すると、後日払い戻しが受けられます。

7. 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、下記の窓口にご連絡願います。

小浜市社会福祉協議会 地域包括支援センター	所在地：小浜市遠敷83-3-4 電話：0770-56-5855 対応時間：月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分
-----------------------	---

※ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日および12月29日から翌年1月3日までをのぞく。

下記の機関においても苦情申出ができます。

小浜市役所 高齢・障がい者元気支援課 介護保険グループ	所在地：小浜市大手町6番3号 電話：0770-53-1111（代表） 対応時間：月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分
福井県国民健康保険団体連合会	所在地：福井市西開発4丁目202番1 福井県自治会館4階 電話：0776-57-1611 対応時間：月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分

※ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日および12月29日から翌年1月3日までをのぞく。また、福井県国民健康保険団体連合会は、介護予防支援に関する苦情のみの対応となります。